

令和5年度第2回グループホームいこいの森運営推進会議プログラム  
令和5年度第2回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

●日程表 令和5年4月25日（木曜日）14：00～

議題：行事報告・行事予定・介護事故報告・自然災害を想定したBCP策定のポイント

■行事報告

R5.3.3 ひなまつり

---

両ユニット。昼食、スシローでテイクアウト、海鮮ちらしを皆で美味しく頂きました。お雛様の前で写真撮影。皆で桃の節句をお祝いしました。

R5.3.28 花見（2F）

---

針木浄水場は車中より花見。九反田、堀川は桜並木の下を皆で歩いて桜を見学。久しぶりの外出でとても喜ばれました。

R5.4.1 花見（3F）

---

針木浄水場は車中より、九反田堀川は桜並木の下を皆で歩いて桜見学、桜吹雪と花筏があり、とても喜ばれました。

■行事予定

5月 外食 6月 あじさい見学及び外食

■介護事故

2F 2月20日 転倒事故

---

NM様 午前2時20分に「ドン」と音がしたので訪室。ベッド前のタンスに背中をつけて長座位になって転倒。右脇腹骨折。

2F 3月25日 転倒事故

---

MY様 午前4時、他の利用者様の介助中、「ドン」と音がして訪問。ベッドの足元、右側臥位になって歩行器と一緒に転倒。救急搬送。右転子部骨折。

3F 3月4日 転倒事故

---

MS様 午前5時10分コールマットが鳴り、職員が訪問。戸を開ける前にダンという音がして確認すると、押し入れの戸に右側頭部を打ち床に右向きに転倒。右足付け根に痛みを訴えられて、主治医受診。CT結果にて骨折はなく、痛み止め、湿布処方

■自然災害におけるBCP策定のポイント

-BCPとは？-

介護施設は日常生活上の支援が必要なが入居しているため災害などによりライフラインが寸断されサービス提供の維持が困難となった場合、入居者の生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがあります。

近年、大規模災害の発生、感染症の流行が見られる中、介護事業所においては、それらに適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須です。このような**緊急事態において、サービス提供が維持できる**ように人材の確保や食品や飲料水、衛生用品、施設設備稼働などの確保を定めるBCP（事業継続計画）を策定することが有効であることから、運営基準の見直しにより、BCP策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施などが義務付けられました。今回は特に自然災害発生時におけるBCP策定について検討致します。

- < 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築
- < 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備
- < 3 > 業務の優先順位の整理
- < 4 > 計画を実行できるような普段からの周知・研修・訓練



自然災害時のBCPでは、5つの段階があり、それぞれについて定めるべき項目が決まっています。

## 1. 総論

### 【体制の整備】

「基本方針の決定」と「指揮命令系統の確保」が重要。そのために、「どのような局面で」、「誰が」、「何を」すべきかを整理しておく。

### 【自施設の理解と被害の想定】

利用者の生命を守るために自施設の特徴やリスクを把握し、災害の種類や規模に応じた被害を想定しておく。

### 【災害時の対応内容を周知徹底】

被災時の「インフラ停止」「職員不足」などの状況下でも、利用者の生命を維持するための最低限の業務を「優先業務」として選定しておく。

### 【PDCAサイクルの実践】

作成したBCPの内容に関する研修や訓練を行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させるなど定期的な見直しを行う。

## 2. 平常時の対応

### 【自施設の安全対策】

想定する災害の種類に応じた点検・安全対策を建物・設備ごとに実施しておく。

### 【ライフライン等の事前対策】

被災時の対応や代替策を事前に検討し準備しておく。

### 【災害時に必要となる備蓄品等の確保】

被災時に必要となる「食料品」「看護、衛生用品」「日用品」「災害用備品」をリストに整理し、計画的に備蓄しておく。

## 3. 緊急時の対応

### 【初動対応の事前対策】

災害発生時の初動対応（安全確保・被害点検）を事前に検討。

### 【人命安全確保対応の徹底】

活動場面や活動場所を想定した、利用者や職員の安全確保と避難等についての対応策を、事前に検討し準備。

### 【重要業務の継続】

介護サービスを中断させない対応策や中断した場合の代替策、速やかに復旧させるための対応策を、「職員出勤率」や「ライフライン状況」等を踏まえ、時系列に整理しておく。

### 【復旧対応】

復旧作業が円滑に進むように、破損箇所の把握や各種業者の連絡先を、事前に整理しておく。

## 4. 他施設との連携

### 【連携体制構築の検討】

平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。

- 1.近隣の法人
- 2.所属している団体を通じての協力関係の整備
- 3.自治体を通じて地域での協力体制を構築 など

単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。

### 【連携体制の構築・参画】

単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

### 【連携対応】

連携協定に基づき被災時に相互連携支援できる事項を記載する。

避難先施設でも利用者が適切なケアを受けることができよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などにまとめておく。連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

## 5. 地域との連携

### 【被災時の職員の派遣について】

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームに職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームへの派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。

### 【福祉避難所の運営について】

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

## 令和5年度第2回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

### ■身体拘束実施の報告

前回（R5.2）から今回（R5.4）まで身体拘束は行っていません。

### ■経済的虐待について

法では、第2条第5項で「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と定義されています。次に記載されていることは、調査の結果、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「経済的虐待を受けた」と感じている行為になります。

- 01 ヘルパーさんに金品を要求された。
- 02 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない。
- 03 父は見聞きが満足に出来ないのに、かなり高額なテレビ使用量を取られている。
- 04 刺激を与える事を理由に、見てもいないテレビの利用料を1日630円も取られている。
- 05 不当な料金を請求されている。
- 06 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。
- 07 お風呂に入っていないのに、料金を取られた。

- 金品を要求された。
- 見聞きが満足に出来ないのに、かなり高額なテレビ使用量を取られている。
- 不当な料金を請求されている。

正当に必要な物品の購入代金等を請求しても、不当な請求を受けたと誤解されることがあるかもしれません。丁寧な説明をし納得を得ることは当然ですが、必要に応じて判断能力のある第三者の立会いを得たり、領収書等により金銭の受領経過が記録に残るようにしておくことが求められます。また、ご本人の利益が侵害される恐れがあると思われる場合は、地域福祉権利擁護事業や成年後見などの制度活用を助言するなど、積極的な権利擁護への支援を進めることも従事者には求められます。

万が一、判断能力の低下した高齢者ご本人やご家族などの事情につけ込んで、不当に金品を要求する行為があるとすれば、それは介護に従事するすべての専門職の信用を失墜させる重大な犯罪行為です。

- 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない
- 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。

集団生活となる施設等での金銭管理は、盗難防止や紛失などのトラブル防止の観点から大切な支援の一つです。しかし、人によっては、それを過剰に管理されていると感じる方も少なくありません。どのようなルールに基づいて管理を行うのかをご本人はもとより、第三者に対してもいつでも説明できる体制を整えておく必要があります。一方的な管理の視点にたってしまうと、説明不足などを生じ、勝手な出費をしたといった誤解を招くことにつながります。また実際に認知症などにより日常生活の自己管理が困難な方もいらっしゃるもので、一律の対応ではなくその方の能力に応じた個別的な対応を心掛けていきたいものです。

■身体拘束廃止等の適正化の対策を検討する委員会議事録

開催日時：開催日時：令和 5 年 4 月 25 日 14 時～

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、管理者（武田）、ご家族代表、薬理管理（アトム薬局 諸君）

書面報告：地域包括支援センター、地域の代表（社会福祉法人旭愛育会園長）

<議事>

委員長より、前回開催の当該委員会より本日まで一切の身体拘束がなかったことを報告。日々、ケアを実践する中で、「法令上の虐待」を防止することはもとより、「不適切なケア」や「適切なケア」であっても、合意形成の不足により誤解が生じ、結果として、ご本人やご家族が不快に感じるケアについては、行わないよう、職員一人ひとりが心がけるとともに、施設全体で取り組むことが重要である事を学んだ。

## 令和5年第2回グループホームいこいの森運営推進会議議事録

開催日：令和5年4月25日（火曜日）午後2時00分～午後2時30分

出席者：施設代表（森）、グループホーム管理者（武田）、家族代表（江川）、薬剤管理（アトム薬局職員：薬剤師）

WEB閲覧または書面報告：地域の代表（社会福祉法人園長：清遠）、地域包括支援センター職員

※敬称略

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、自然災害を想定したBCP策定のポイント

<参考資料I>行事報告

R5.3.3 ひなまつり 両ユニット。（施設内にて）

R5.3.28 花見 2Fユニット 針木浄水場及び九反田堀川

R5.4.1 花見 3Fユニット 針木浄水場及び九反田堀川

<参考資料I>行事予定

5月 外食、6月 あじさい見学

■介護事故

なし

■上記に対する意見

新型コロナウイルス感染症の高知市内における報告数が一定水準以下であったことから3月より外出支援及び行事も通常通り（コロナ禍以前）行ったことを報告。プログラムに記載はしていないが、カラオケレクも両ユニットで行ったことを報告。（3年ぶり、第一興商による）外出支援も久しぶりであったことからご入居者様の笑顔がたくさん見られて感激した旨を報告。行事予定についてもよっぽどの状況の変化がない限り、外出支援を行いたい旨を報告。委員の賛同を得た。尚、面会時間に制限はあるが、通常通りの面会を行っていることを併せて報告。



<参考資料Ⅱ>BCP 策定のポイント



■上記に対する意見等

今回は策定が義務化される BCP の策定のポイントについて特に自然災害に絞って協議を行った。あらためて自施設の災害想定や備蓄品のチェックなど行いマニュアル（風水害）を更新する時期ではないかとの意見（震度想定や浸水想定）。また木村会館のリニューアルなどもあり、避難場所についても今後更新されるのではないかとの意見。またデイサービスが福祉避難所に指定されていること、隣接するいこいの森プラスも福祉避難所に想定されていることから備蓄品については特にハード面手の充実が履かれていることを報告。今後は福祉避難所開設を想定した避難訓練も実施していきたいこと等を報告

通信欄

※次回運営推進会議は令和5年6月を予定しております。  
 ※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。  
 ※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。  
 ※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させていただきます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■  
 〒780-0935 高知市旭町2丁目38-5 グループホームいこいの森 TEL.088-872-6647  
 ■■ウェブサイトのご案内■■  
<http://www.151.ecweb.jp/index.html>  
 ■■E-mailのご案内■■  
[snowforest151@gmail.com](mailto:snowforest151@gmail.com)

高知市 いこいの森

検索